

# 名古屋高裁で鳥居先生公務災害訴訟が勝訴しました！ みなさんのご支援に感謝いたします

2012年10月26日

鳥居先生の公務災害認定を求める会  
日本国民救援会東三河支部  
日本国民救援会愛知県本部

本日、名古屋高等裁判所・渡辺修明裁判長は、鳥居公務災害認定訴訟に対し、「控訴棄却」の判決を下し、基金側の主張を退けました。

この事件は豊橋市内の中学校に勤務していた鳥居建仁先生が通常業務以外にクラブ指導、体育大会、宿直、地域クラブの指導などで過労となり、半身不随となったことについて、公務災害が認められなかったことを不服として裁判を起こしていたものです。1審で勝訴しましたが、基金側に控訴され名古屋高裁で審理が続けられていました。

教育現場での教員の労働実態に対し、違法性を認めたもので、全国の学校現場の改善に対する大きな励ましの結果となりました。

上告期限は11月9日（金）です。ぜひ地方公務災害補償基金および、地方公務員災害補償基金愛知支部に対し、「上告するな」のFAXを送ってくださるようお願いいたします。

みなさんのご支援に感謝いたします。

## 【激励先】

鳥居公務災害訴訟支援する会 杉林宅

FAX 0532-74-3618

地方公務災害補償基金

理事長 橋本 勇 様 (FAX 03-5210-1347)

地方公務員災害補償基金愛知県支部

支部長 大村秀章 様 (FAX 052-961-6273)

## 上告しないことを求める要請書

10月26日、名古屋高等裁判所は地方公務員災害補償基金が、豊橋市立石巻中学校の元教諭鳥居建仁さんの「公務外認定処分取消」の一審判決に対する控訴について「控訴棄却」の判決を行いました。

一審は、平日休日を問わず部活動指導を公務と認め、部活動指導後の教材研究、学校祭準備など校務分掌に費やした時間外勤務なども、公務と認めました。

また、持病があっても長期間に渡り、時間外勤務と過酷な労働が続けば発症しうるとし、公務と発症の因果関係を認めました。

そして、控訴審も一審判決と同様の判断を行い、控訴を棄却しました。

鳥居建仁さんは不自由な身体を押して裁判に臨み、長きにわたる精神的・経済的苦しみに耐え、二審でも「公務外処分取り消し」の判決を得ることができました。

貴基金は、原告と家族に対しこれ以上の苦しみを押しつけてはなりません。

さらに「安心して働くことができる教育環境の改善を」と願う全国の教職員と、世論に誠実に向き合う心があるならば、上告はすべきではありません。

貴基金は地方公務員災害補償法の被災者・遺族の救済という法の趣旨に基づき、直ちに上告断念をされますよう心より要請いたします。

<わたしの一言>

2012年 月 日

住 所

氏 名